

# 綾瀬市地域防災計画改定（案）に対する意見募集 （パブリックコメント手続）

## 1 意見を募集する趣旨

綾瀬市地域防災計画について、改正された防災関係法令や国、県の計画等の内容を反映するとともに、災害対応の実効性を高めるために、本計画の見直しを行い、改定案を作成しましたので、市民の皆様から御意見を募集いたします。

## 2 綾瀬市地域防災計画改定（案）の概要について

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づく計画で、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画との整合を図りつつ、本市の基本方針である「綾瀬市総合計画2030」や「綾瀬市国土強靱化計画」との調和を図りながら作成し、市内の災害全般に関して、総合的な指針となる計画として位置づけるものです。

### (2) 計画改定の目的

- ア 災害対策本部体制を見直して、大規模災害発災時においても、優先度の高い行政事務（非常時優先業務）を適切に行える体制を構築します。
- イ 災害対策本部各部の事務分掌を見直して、平時における事務と訓練を活性化させ、計画が機能するかどうかの検証ができる体制を構築します。

### (3) 計画改定の主な内容

- ア 業務継続計画等を踏まえた災害対策本部体制の見直し
- イ 各部の事務分掌の細分化
- ウ 改正された防災関係法令や上位計画等の修正内容の反映
- エ 計画構成の見直し（職員用手順書「手法編」の作成及び計画の電子化）

## 3 綾瀬市地域防災計画改定（案）の閲覧又は配布場所

- (1) 市役所危機管理課（市役所2階）
- (2) 市役所行政資料コーナー（市役所1階）
- (3) 市役所情報公開コーナー（市役所2階）

- (4) 市ホームページ
- (5) 中央公民館、各地区センター（中村・綾南）、北の台コミュニティプラザ
- (6) 寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館
- (7) 保健福祉プラザ、高齢者福社会館、綾北福社会館

#### 4 意見募集期間

令和8年3月2日（月曜日）から令和8年3月31日（火曜日）まで

#### 5 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) 本市に対して納税義務を有する方

#### 6 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、危機管理課まで御提出ください。

- (1) 直接提出 綾瀬市役所市長室危機管理課（市役所2階）
- (2) 郵送 〒252-1192（住所不要）綾瀬市役所危機管理課 宛  
（令和8年3月31日消印まで有効）
- (3) ファックス 0467-70-5701 綾瀬市役所危機管理課 宛
- (4) 電子メール [wm.705641@city.ayase.kanagawa.jp](mailto:wm.705641@city.ayase.kanagawa.jp)

#### 7 意見提出様式

意見提出様式は、閲覧場所に備付けの様式を使用するか、又は市ホームページからダウンロードができます。

また、任意の用紙によって御意見を提出することもできます。なお、この場合にあっては、「氏名」、「住所」、「電話番号（メールアドレス）」、「意見提出者の区分（市内在住、在勤、在学、事務所等を有するもの、納税義務を有するもの）」、「政策等の名称」、「意見」を御記入の上、提出してください。

## 8 意見の取扱い及び公表について

- (1) 皆様からいただいた御意見は、内容ごとに整理を行い、その内容と意見に対する市の考え方について、危機管理課、情報公開コーナー、行政資料コーナーでの閲覧及び市ホームページへの掲載により公表します。
- (2) 御意見に基づき修正を行ったときは、修正内容も公表します。
- (3) 意見を提出された方の氏名、住所等は公表しません。意見提出時、「政策等の名称」、「意見提出者の区分」、「氏名」、「住所」等の必要事項が明記されていないもの、提出期限が過ぎたものは無効となりますので、御注意ください。
- (4) 個々の御意見に対して、直接個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- (5) 提出いただいた用紙、原稿等は返却できませんので、御了承ください。